

第6章 誘導施設の設定

6-1. 基本的な考え方

誘導施設は、都市全体の子育て、高齢者福祉、医療、商業等の各施設の充足状況や配置状況を勘案し、都市の居住者の共同の福祉や利便のため、都市機能誘導区域内において、将来にわたって維持、確保をめざす施設です。

誘導施設に設定することにより、人口減少が進展する中であっても市民の生活利便性が持続的に確保され、まちの活力や魅力の向上に資することが期待されます。

具体的には、国の指針（都市計画運用指針）にある以下の例を踏まえて設定します。

■ 誘導施設の設定例

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・集客力があり、まちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

6-2. 誘導施設の設定

6-2-1. 各拠点の位置付けによる誘導施設の方向性

「3-3-1. 都市の拠点」で述べた各拠点の特性を踏まえ、それぞれの拠点ごとの誘導施設に関する方向性を次のとおり設定します。

表 各拠点の位置付けからみた誘導施設の方向性

拠点	位置付け	特性（再掲）	誘導施設の方向性
尾張旭駅 周辺	中心拠点	市役所、保健福祉センター、図書館、文化会館など、市内に唯一の公共施設が集積しています。また、市営バスの拠点にもなっています。	<ul style="list-style-type: none"> 行政機能については、従来の機能を維持しつつ、サービスの向上をめざし、必要に応じて施設の更新等による機能充実を図ります。 公共交通の拠点であり、市内各地からの利用がしやすい立地にあることから、その特性を活かし、各種都市機能の誘導を促進するとともに、駅北側周辺の低未利用地の活用を図ります。
三郷駅 周辺		本市で最も早く市街地が形成された地区で、駅周辺に多くの商業施設が立地しています。また、乗降客数も市内で最多で、本市の賑わいを生み出す潜在性があります。	<ul style="list-style-type: none"> 本市の賑わいの中心としての魅力向上をめざし、現在進行中の「三郷駅周辺まちづくり整備事業」と連携しながら、交通利便性の高さを活かし、都市の賑わいの創出に資する都市機能の維持、誘導を図ります。
印場駅・旭前駅 周辺	生活拠点	市街地として新しく、周辺には良好な住宅地が広がっており、商業施設の集積も尾張旭駅や三郷駅と比較して少なくなっています。	<ul style="list-style-type: none"> 駅を中心とした生活拠点づくりをめざし、生活利便性の更なる向上のため、各生活サービス機能の誘導を図ります。

6-2-2. 誘導施設の設定

(1) 基本的な考え方

行政機能

行政窓口サービスが集約され行政機能の基幹的な役割を担う「市役所本庁舎」は、市のほぼ中心に位置しており、他の基幹的施設との連携が図られています。今後も都市の中核としての現機能を果たしていくことから、誘導施設には設定しません。

機能	施設	誘導施設	設定根拠等
行政	市役所本庁舎	—	他の基幹的施設との連携の上、今後も都市の中核機能を果たしていくため、誘導施設には設定しません。

高齢者福祉（介護福祉）機能

高齢者の相談や支援の基幹的な役割を担う「保健福祉センター」は、市のほぼ中心に位置し、どの地域からでも利用しやすい立地にあることから、都市機能誘導区域内で確保・維持していくものとし、誘導施設に設定します。

「地域包括支援センター・地域相談窓口」や「通所系介護施設」は、高齢者が住み慣れた地域や住まいで暮らし続けられるよう、居住地から利用しやすい場所に施設が立地していることが好ましいため、誘導施設には設定しません。

機能	施設	誘導施設	設定根拠等
高齢者福祉	保健福祉センター	○	市内のどの地域からでも利用しやすく、他の基幹的施設との連携がしやすい立地を確保・維持するため、誘導施設に設定します。
	地域包括支援センター・地域相談窓口	—	住み慣れた地域での利用がしやすい場所での立地が好ましいため、誘導施設には設定しません。
	通所系介護施設	—	同上

障がい者（児）福祉機能

障がい者（児）に関し、地域の相談支援の中核機関である「障がい者基幹相談支援センター」は、どの地域からでも利用しやすい場所に立地し、他の基幹的施設との連携を図ることが必要であることから、都市機能誘導区域内で確保・維持していくものとし、誘導施設に設定します。

「訪問系・日中活動系・居住系障がい者サービス施設」や「障がい児通所支援施設」は、障がい者（児）だけでなく、支援する家族にとっても、住み慣れた地域や住まいで安心して暮らし続けられるよう、居住地から利用しやすい場所に立地していることが好ましいため、誘導施設には設定しません。

機能	施設	誘導施設	設定根拠等
障がい者 (児) 福祉	障がい者基幹 相談支援センタ ー	○	市内のどの地域からでも利用しやすく、他の基幹的施設との連携がしやすい立地を確保・維持するため、誘導施設に設定します。
	訪問系・日中活動 系・居住系障がい 者サービス施設	—	住み慣れた地域での利用がしやすい場所での立地が好ましいため、誘導施設には設定しません。
	障がい児通所支援 施設	—	居住地から通いやすい場所での立地が好ましいため、誘導施設には設定しません。

子育て支援機能

子育ての相談や支援の基幹的な役割を担う「子育て支援センター」は、市のほぼ中心に位置し、どの地域からでも利用しやすい立地にあることから、都市機能誘導区域内で確保・維持していくものとし、誘導施設に設定します。

「保育所」や「小規模保育事業所」は、市全域に立地しています。また、地域に根ざした子育て支援拠点として各小学校区に「児童館」が立地していることは、本市の特徴です。居住地の近くで保育サービスが受けられ、地域で子育てをしながら安心して働き、暮らすことができる環境を確保・維持していくものとし、これらの施設は誘導施設には設定しません。

機能	施設	誘導施設	設定根拠等
子育て支援	子育て支援センタ ー	○	市内のどの地域からでも利用しやすく、他の基幹的施設との連携がしやすい立地を確保・維持する必要があるため、誘導施設に設定します。
	地域子育て支援セ ンター	—	地域に根ざした子育て支援拠点を確保・維持するため、誘導施設には設定しません。
	保育所、小規模保 育事業所	—	居住地の近くで保育サービスが受けられる立地が好ましいため、誘導施設には設定しません。
	児童館	—	地域に根ざした子育て支援拠点を確保・維持するため、誘導施設には設定しません。

商業機能

商業機能は、生鮮品や食料品、日用品が揃う日々の生活を支える重要な機能です。

「コンビニエンスストア、食料品スーパー等」の小規模な商業施設は、居住地の近くにバランスよく立地することが好ましいため、誘導施設には設定しません。

ただし、売場面積 3,000 m²を超える大規模な施設は、どの地域からでも利用しやすい立地にあることが好ましいため、都市機能誘導区域内で確保・維持していくものとし、誘導施設に設定します。

機能	施設	誘導施設	設定根拠等
商業	コンビニエンスストア、食料品スーパー等	—	居住地の近くにバランスよく立地することが好ましいため、誘導施設には設定しません。
	食料品スーパー等 (売場面積3,000 m ² を超える施設)	○	市内のどの地域からでも利用しやすい立地を確保・維持するため、誘導施設に設定します。

医療機能

本市は、市北東部に第二次救急医療機関を備え、隣接市の比較的本市に近い場所に、より高度な救急医療を提供する第三次救急医療機関 2 施設が立地しています。

今後、高齢化の進行が予想される中、複数診療科を有し一定規模の病床を備えた「病院」は、どの地域からでも利用しやすい立地にあることが好ましいため、誘導施設に設定します。

また、「診療所」については、市民にとって最も身近な医療機関であり、住み慣れた地域において日常的な医療を安心して受けられる環境を確保することから、現状の維持を図ることとし、誘導施設には設定しません。

機能	施設	誘導施設	設定根拠等
医療	病院 ^{※1} (一般病床20床以上)	○	どの地域からでも利用しやすい立地にあることが好ましいため、誘導施設に設定します。
	診療所 ^{※2}	—	住み慣れた地域において日常的な医療を安心して受けられる環境を確保するため、誘導施設には設定しません。

※1 医療法第1条の5第1項に定める病院

※2 医療法第1条の5第2項に定める診療所

金融機能

金融機能は、日常生活を営む上で欠かすことのできない機能であり、銀行、信用金庫、郵便局といった施設が含まれます。コンビニエンスストアATMの利用やインターネットを通じた各種金融サービスの発展が予想されるため、誘導施設には設定しません。

機能	施設	誘導施設	設定根拠等
金融	銀行等、郵便局	—	市内各所に立地するコンビニエンスストアのATMにおいても日常的に出入金が可能であることから、誘導施設には設定しません。

教育・文化機能

市民の豊かな心や健康な体を育む場である「図書館」、「文化会館」、「総合体育館」は、市のほぼ中心に位置し、どの地域からでも利用しやすい立地にあることから、都市機能誘導区域内で確保・維持していくものとし、誘導施設に設定します。

機能	施設	誘導施設	設定根拠等
教育・文化	図書館、文化会館、体育館	○	どの地域からでも利用しやすい立地にあることが好ましいため、誘導施設に設定します。

その他

都市が賑わい、活気あるまちとしてあり続けるためには、地域住民相互のつながりや絆を深め、地域活動を支える中心的な場の存在が必要不可欠です。

そこで、本市独自の機能・施設として、複数の交通手段をつなぐ交通結節点としての役割のほか、まちなかの滞在やイベント等で活用されることで人と人をつなぎ、憩い、語らいの中心としての役割を果たす駅前広場のような、多くの市民が集い、さまざまな活動や交流が生まれる「交流拠点施設」を設定し、積極的な誘導を図っていくこととします。

なお、本施設は、どの地域からでも利用しやすい、都市機能誘導区域内で確保・維持していくものとし、誘導施設に設定します。

機能	施設	誘導施設	設定根拠等
その他	交流拠点施設	○	どの地域からでも利用しやすい立地にあることが好ましいため、誘導施設に設定します。

(2) 拠点ごとの都市機能誘導の考え方

中心拠点のうち、尾張旭駅周辺は、本市の基幹的な行政サービスが集約しています。このため、引き続き市民の利便性を高める地域として、高齢者福祉機能や教育・文化機能等を重点的に誘導します。

また、三郷駅周辺は、駅利用者が多く大型商業施設が近いことから、さまざまな活動や交流が生まれることで、本市の新たな賑わいを創出することができます。このため、市民の活動や交流の場となる「交流拠点施設」や、「商業機能」を重点的に誘導していきます。

生活拠点である印場駅・旭前駅周辺は、良好な住宅地が広がっています。このため、住みよい住環境の維持や、必要なときに適切な医療が安心して受けられる「医療機能」を重点的に誘導していきます。

大分類	小分類	都市機能誘導区域		
		中心拠点		生活拠点
		尾張旭駅周辺	三郷駅周辺	印場駅・旭前駅 周辺
高齢者福祉機能	保健福祉センター	◎	○	○
障がい者（児）福祉機能	障がい者基幹相談支援センター	◎	○	○
子育て支援機能	子育て支援センター	◎	○	○
商業機能	一定規模を有する* 食料品スーパー等	○	◎	○
医療機能	病院（一般病床20床以上）	◎	◎	◎
教育・文化機能	図書館、文化会館、 体育館	◎	○	○
その他	交流拠点施設	◎	◎	○

◎重点的な誘導 ○誘導

*売場面積 3,000 m²を超える施設